

森田文行氏（退会命令を受けた元会員）に関する情報提供（Q&A）

Q 1 基本情報

Q 1 退会命令処分を受けた被懲戒者の基本情報を教えてください。

A 1 以下のとおりです（以下は弁護士登録時における最終情報です）。

- ・被懲戒者名：森田 文行（もりた ふみゆき）
- ・登録番号：15617
- ・事務所名称：もりた法律事務所
- ・事務所所在地：〒247-0006

神奈川県横浜市栄区笠間3-15-18

電話：045-382-9300

Q 2 懲戒処分について

Q 2-1 退会命令とは、どのような処分ですか？

A 2-1 告知の日から所属弁護士会を当然に退会し、弁護士としての身分を失い、弁護士として活動ができなくなる処分です。退会命令の懲戒処分を受けると、弁護士として、訴訟手続、相手方との交渉活動、法律相談、その他の法律事務を行うことが禁止されます。

将来、再度、弁護士となるために弁護士会に登録請求をする資格までは失われませんが、弁護士会は審査を経て登録請求を拒絶することができます。

Q 2-2 本件元会員は何故、そのような懲戒処分を受けたのですか？

A 2-2 概略としては、当会のホームページに掲載している「会長談話」に記載のとおりです。

Q 2-3 元会員に対する退会の効力はいつから生じているのですか？

A 2-3 懲戒処分の効力は令和7年1月31日から生じています。一般に懲戒処分は、日本弁護士連合会における審査請求等の諸手続を経て変更、効力停止等がなされる場合はございますが、退会命令の効力自体は既に発生しております。

Q 3 依頼事件の事後処理や清算等について

Q 3-1 本件元会員に依頼していた事件はどうなるのですか？

A 3-1 弁護士たる身分を失いますので、本件元会員への依頼をそのまま継続することはできません。本件元会員に依頼していた案件については、基本的に、ご自身で交渉や手続の相手方等の関係者と連絡をとって対応するか、あるいは、新たに弁護士に依頼するかのいずれかの方法をお考え下さい。弁護士による法律相談をご希望される場合には後記**Q 4**をご覧ください。

Q 3-2 本件元会員に預けているお金や記録は返してもらえるのですか？

A 3-2 申し訳ございませんが、当会は個別の案件についての情報を持っておらず、弁護士会として返還請求の代行等も承ることができません。一般的に、預けたお金や記録がある場合は本件元会員に清算や返還を直接求めて頂くことが考えられますが、ご自身での解決が難しいとき等、弁護士による法律相談をご希望される場合には後記**Q 4**をご覧ください。

Q 3-3 今後、本件元会員にどうやって連絡をとれば良いですか？

A 3-3 従前ご存知であった連絡先にご連絡いただき、連絡がどうしても付かないという場合は、弁護士による法律相談等（後記**Q 4**ご参照）をご検討ください。弁護士会の方では、本件元会員について、従前公表されていた事務所連絡先以外の連絡先を窓口でご案内することが難しい状況にあります。

Q 3-4 本件元会員に依頼した事件について、神奈川県弁護士会に弁護士法第23条の2にもとづく弁護士会照会の手続（照会請求手続）をしたと聞きましたが、その事実があるかどうかを確認できますか？

A 3-4 まずは本件元会員に問い合わせて確認してください。事実確認の確実性を求めるのであれば、本件元会員が神奈川県弁護士会に申出をした弁護士会照会の受付メール（管理番号等の記載されたもの）などの詳細な状況の確認できる資料の提示を本件元会員に求めて下さい。

Q 3-5 本件元会員と交渉中の相手方の立場としては、今後どうすればよいでしょうか？

A 3-5 今後は本人又は本人が新たに依頼する代理人と連絡を取って協議いただくようお願いいたします。

Q 4 法律相談窓口等

Q 4-1 弁護士会の方で、別の弁護士の紹介や窓口の案内をしてもらえますか？

A 4-1 弁護士の紹介はこちらから直接はできませんが、お近くの弁護士会の設置する各地の法律相談窓口のご案内としては、ひまわりお悩み110番 (TEL 0570-783-110) という電話を日弁連が用意しています。

日本弁護士連合会：ひまわりお悩み110番 (nichibenren.or.jp)

お電話いただいた地域に近い弁護士会の法律相談窓口につながります。原則有料相談の場合が多く、受任してもらえるかどうか、相談を受けた弁護士次第となります。専門相談があるかどうかや詳細な対応状況は地域により異なるため、直接繋がった相談センターにお問い合わせください。

Q 4-2 費用をかけずに一般的な無料相談を受けたい場合はどうしたらよいですか？

A 4-2 お近くの自治体の役所等で弁護士等による無料法律相談等を行っていないか直接お問い合わせください。

また、地方公共団体が設置する身近な消費生活センターや消費生活相談窓口へのお問い合わせもご検討下さい。消費生活センター等では、弁護士ではなく消費生活に関する専門知識のある相談員が対応されることが一般的ですが、代理人のような活動を必要とする場合は、別途の方法で弁護士の依頼をご検討いただく必要があります。

経済的にお困りの方を対象に無料法律相談等を実施する法テラス (TEL 0570-078374) のお近くの事務所等でのご相談が可能かどうかもお検討下さい。

Q 4-3 インターネットで自分で別の弁護士を探す際の注意点がありますか？

A 4-3 例えば、インターネットで全国的に24時間に近い長時間対応でSNS等も用いて弁護士以外の者が主にオンライン対応で重要な説明等を行うような事務所の場合は、仮に弁護士の名義を掲げて立派なホームページで広告していたとしても、着手金に見合った適正な法的サービスの提供を受けられなかったり、不適切な説明や処理等をされて新たな被害に繋がってしまうリスクもあるので十分ご注意ください。以下の記事も併せてご参照下さい。

ロマンス詐欺・投資詐欺被害等のご依頼による二次被害にご注意下さい | 神奈川県弁護士会 (kanaben.or.jp)

Q 4-4 弁護士会で案内されて法律相談をした弁護士に依頼する場合にも弁護士費用は支払わなければならないのですか？

A 4-4 当会でご案内して法律相談を行った弁護士に事件対応を依頼する場合でも、別途報酬をお支払いいただくことになります。金額及び支払方法については紹介された弁護士とご相談ください。